

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
40	神戸市寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、寄附金税額控除に係る申告特例(ふるさと納税ワンストップ特例)に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

神戸市長

公表日

令和7年9月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務
②事務の概要	ふるさと納税寄附について、地方税法附則第7条第1項及び第8項の規定により、寄附金税額控除に係る申告特例の求めがあったときに、寄附金税額控除に係る申告特例の求めを行った者（以下、申請者）が提出する特例申請書を收受・保管し、申請者の居住する住所地の市区町村長に対し、寄附金税額控除に係る申告特例通知書を送付する。
③システムの名称	ふるさと納税業務管理システム（ふるさと納税do）、エクセル（表計算ソフト）
2. 特定個人情報ファイル名	
ふるさと納税ワンストップ特例申請ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 及び別表第1の24の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法附則 第7条第5項、第12項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	地域協働局企業連携推進課
②所属長の役職名	企業連携推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	神戸市地域協働局市民情報サービス課 住所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（市役所本庁舎1号館18階） 電話番号 078-322-5175
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	神戸市地域協働局企業連携推進課 住所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号（市役所本庁舎1号館23階） 電話番号 078-322-6967
9. 規則第9条第2項の適用 <input type="checkbox"/> 適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月18日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月18日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①事務取扱者に対し、神戸市情報セキュリティポリシーの遵守を徹底させるとともに、指導している。 ②事務取扱者の適切な監督を行っている。 ③下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようになっている。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れて行っている</p> <p>2) 十分に行っている</p> <p>3) 十分に行っていない</p> </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]</div> </div> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分である]</div> <div style="text-align: right;"> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p> </div> </div>
判断の根拠	<p>①事務取扱者に対し、神戸市情報セキュリティポリシーの遵守を徹底させるとともに、指導している。</p> <p>②紙文書による特定個人情報の保管は、取得年度ごとに分けて鍵付きのキャビネットに保管することにより、滅失や保存年限満了前の誤廃棄等を防いでいる。また、キャビネットの施錠は、文書の保管や持ち出しの都度行うことにより、漏えい・滅失・毀損を防いでいる。</p> <p>③クラウド上のデータ管理については、事務取扱者のみがアクセスできるようIDやパスワードを付与し、同じ課の職員であっても本業務に携わらない者はアクセスを制御することで、漏えい・滅失・毀損を防いでいる。また、アクセス可能なIPアドレスも限定することで外部のものによるアクセスの制御を行っている。</p> <p>これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 及び別表第1の16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法附則 第7条第5項、第12項	番号法第9条第1項 及び別表第1の24の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条 地方税法附則 第7条第5項、第12項	事後	法改正のため
	I 関連情報 5.評価実施期間における担当 部署	①企画調整局参画推進課 ②参画推進課長	①地域協働局企業連携推進課 ②企業連携推進課長	事後	組織改正に伴う部署名変更
	I 関連情報 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	神戸市市長室市民情報サービス課 住所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎1号館12階) 電話番号 078-322-5175	神戸市地域協働局市民情報サービス課 住所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎1号館18階) 電話番号 078-322-5175	事後	組織改正に伴う部署名変更
	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	神戸市企画調整局参画推進課 住所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎1号館12階) 電話番号 078-322-6967	神戸市地域協働局企業連携推進課 住所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号(市役所本庁舎1号館23階) 電話番号 078-322-6967	事後	組織改正に伴う部署名変更
	II しいき値判断項目 1.対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	最新情報に更新
	II しいき値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和7年7月18日時点	事後	時点更新のため
	II しいき値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和7年7月18日時点	事後	時点更新のため
	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	-	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
	IV リスク対策 8.人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	-	①事務取扱者に対し、神戸市情報セキュリティポリシーの遵守を徹底させるとともに、指導している。 ②事務取扱者の適切な監督を行っている。 ③下記の局面で特定個人情報の取扱いに關して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしている。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄	事後	様式変更に伴う項目追加
	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴う項目追加
	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事後	様式変更に伴う項目追加
	IV リスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	-	①事務取扱者に対し、神戸市情報セキュリティポリシーの遵守を徹底させるとともに、指導している。 ②紙文書による特定個人情報の保管は、取得年度ごとに分けて鍵付きのキャビネットに保管することにより、滅失や保存年限満了前の誤廃棄等を防いでいる。また、キャビネットの施錠は、文書の保管や持ち出しの都度行うことにより、漏えい・滅失・毀損を防いでいる。 ③クラウド上のデータ管理については、事務取扱者のみがアクセスできるようIDやパスワードを付与し、同じ課の職員であっても本業務に携わらない者はアクセスを制御することで、漏えい・滅失・毀損を防いでいる。また、アクセス可能なIPアドレスも限定することで外部のものによるアクセスの制御を行っている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う項目追加